

「東武鉄道株式会社外国人向けICカード乗車券取扱規則」

現行	改正
<p style="text-align: center;"><b>「東武鉄道株式会社外国人向けICカード乗車券取扱規則」</b></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当社において旅客の運送等を行う外国人向けICカード乗車券は、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> この規則が改定された場合、以後の外国人向けICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。</p> <p><b>4</b> この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるPASMOPASSPORT取扱規則等の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p><b>第16条</b> 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p><b>2</b> 第1種身体障害者、第2種身体障害者、第1種知的障害者、ならびに第2種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内の旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り、前項による割引の取扱いを行う。</p> <p><b>3</b> 前各項にかかわらず、各IC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定めるICカード乗車券取扱規則により運賃を減額する。</p> <p>(2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。</p> <p><b>4</b> 前各項の取扱いは、第6条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。</p> <p><b>第4章 効力</b></p> <p>(効力)</p> <p><b>第17条</b> 外国人向けICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、大人用PASMOPASSPORTから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>「東武鉄道株式会社外国人向けICカード乗車券取扱規則」</b></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当社において旅客の運送等を行う外国人向けICカード乗車券は、この規則の定めるところによる。</p> <p><b>2</b> この規則が改定された場合、以後の外国人向けICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。</p> <p><b>3</b> 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。<u>この場合、当社の変更および変更内容を予め告知するものとする。</u></p> <p><b>4</b> この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるPASMOPASSPORT取扱規則等の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>鉄道駅バリアフリー料金)</u></p> <p><b>第7条の3</b> 第7条第2項に規定した大人片道普通旅客運賃には、鉄道駅バリアフリー料金として1乗車につき10円を加算するものとする。</p> <p><u>2 大人片道普通旅客運賃を基準に運賃を算出するものについては、前項により算出した大人片道普通旅客運賃を基準として計算するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p><b>第16条</b> 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客<u>(日本の都道府県が発行した身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者に限る。)</u>が外国人向けICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または<u>実際乗車区間の</u>片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p><b>2</b> 第1種身体障害者、第2種身体障害者、第1種知的障害者、ならびに第2種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内の旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り、前項による割引の取扱いを行う。</p> <p><b>3</b> 前各項にかかわらず、<u>当社を含むIC鉄道事業者相互間を</u>乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</u></p> <p>(2) <u>旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。</u></p> <p><b>4</b> 前各項の取扱いは、第6条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。</p> <p><b>第4章 効力</b></p> <p>(効力)</p> <p><b>第17条</b> 外国人向けICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、大人用PASMOPASSPORTから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。</p>

- (2) 入場後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。
- (4) 乗継駅および乗換駅では、SF残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅または乗換駅での出場ができない。
- (5) 乗継駅および乗換駅では、出場から再入場までの時間が60分を超えた場合、乗継および乗換の取扱いをしない。

**2** PASMO PASSPORTに発売された企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、SFをチャージしたIC企画乗車券の有効区間外または有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(中略)

## 第5章 障害返金

(障害返金)

**第21条** IC SF乗車券の障害返金の取扱いは、PASMO PASSPORT取扱規則の定めるところにより行う。

**2** IC企画乗車券が付加された外国人向けICカード乗車券の障害返金の取扱いを行う場合は、IC企画乗車券およびレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

**3** 前項により障害返金整理票が発行された当該IC企画乗車券は、旅客が障害返金整理票発行日の翌日から、当該IC企画乗車券の有効期限が終了する日の翌日を起算日として14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たした上、SF残額の返金を請求した場合に限って、当該IC企画乗車券に記録されていたSF残額を返金する。

- (1) 旅客が前項により発行した障害返金整理票とともにレファレンスペーパーを提出すること。
- (2) 旅客が当該IC企画乗車券を呈示すること。
- (3) 当該IC企画乗車券の企画乗車券が当社で発売されたものであること。

**4** 当該IC企画乗車券の障害返金の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

**5** 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第19条第7号により無効となった場合  
(→第19条「無効となる場合」)

(中略)

## 第6章 払いもどし

(払いもどし)

**第23条** 旅客は、PASMO PASSPORT取扱規則の定めるところにより、SF残額の払いもどしを請求することができない。

(後略)

- (2) 入場後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

**2** PASMO PASSPORTに発売された企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、SFをチャージしたIC企画乗車券の有効区間外または有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(中略)

## 第5章 障害返金

(障害返金)

**第21条** IC SF乗車券の障害返金の取扱いは、PASMO PASSPORT取扱規則の定めるところにより行う。

**2** IC企画乗車券が付加された外国人向けICカード乗車券の障害返金の取扱いを行う場合は、IC企画乗車券およびレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

**3** 前項により障害返金整理票が発行された当該IC企画乗車券は、旅客が障害返金整理票発行日の翌日から、当該IC企画乗車券の有効期限が終了する日の翌日を起算日として14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たした上、SF残額の返金を請求した場合に限って、当該IC企画乗車券に記録されていたSF残額を返金する。

- (1) 旅客が前項により発行した障害返金整理票とともにレファレンスペーパーを提出すること。
- (2) 旅客が当該IC企画乗車券を呈示すること。
- (3) 当該IC企画乗車券の企画乗車券が当社で発売されたものであること。

**4** 前項において、企画乗車券の払いもどしをあわせて請求した場合は、旅客営業規則等の定めにより取扱う。

**5** 当該IC企画乗車券の障害返金の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

**6** 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第19条第7号により無効となった場合  
(→第19条「無効となる場合」)

(中略)

## 第6章 払いもどし

(払いもどし)

**第23条** 旅客は、PASMO PASSPORT取扱規則の定めるところにより、SF残額の払いもどしを請求することができない。

**2** 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要になった場合は、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

(後略)

付 則

この規則は、2023年3月18日から実施する。